

# 11月～1月は市税などの 滞納整理強化期間です

# ストップ!滞納



市税・国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。

税負担の公平性および税収入を確保するため、本市を始め県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。 問/納税課 ☎463-2023

## 【本市の取り組み】

### ◆差し押さえを強化

市では、納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には、督促状を送付するなど自主的な納付をお願いしています。

しかし、それでも納めない方に対しては、財産調査を行い、預金、給与および不動産などの財産の差し押さえを強化しています。

#### ※差し押さえ件数の推移

	不動産	債権 (預金、給与等)	その他	合計
平成24年度	71件	1,064件	0件	1,135件
平成23年度	71件	748件	5件	824件
平成22年度	54件	494件	0件	548件

#### ※滞納額の推移

	市税	国民健康保険税
平成24年度	約14億9,200万円	約21億2,900万円
平成23年度	約17億800万円	約22億2,800万円
平成22年度	約17億3,500万円	約24億円

### ◆納税コールセンターからの呼びかけを開始

10月1日(火)に「朝霞市納税コールセンター」を開設しました。コールセンターでは、市が委託した民間会社の専門オペレーターが市税などの納期限を過ぎている方へ、順次電話で納付の呼びかけを行っています。

### ◆県・市職員による滞納整理

10月1日(火)から埼玉県税務職員の派遣を受け、県・市職員合同のプロジェクトチームによる滞納整理を行っています。

### ◆納税相談の利用

病気や災害などの事情により納付が困難な方は、納税課にご相談ください。

なお、平日にお時間を取れない方は、休日納税相談窓口もご利用できます。

#### 〈取扱税目〉

市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

#### 〈平成25年度 休日納税相談の日程〉

- 日 程/11月…3日・17日  
12月…1日・15日  
平成26年1月…19日  
2月…2日・16日  
3月…2日・16日



※いずれも日曜日です。

●時 間/午前8時30分～正午

●会 場/朝霞市役所 納税課(2階20番窓口)

※休日のため、庁舎北側の夜間通用口をご利用ください(正面玄関からは入れません)。

## 不動産を公売します

滞納処分により、差し押さえた不動産の公売を実施します。

公 売 日/11月12日(火)

入札時間/午後1時30分～2時

会 場/埼玉県川越地方庁舎

公売財産/土地付建物

※中止になる場合があります。



## 市税以外の滞納もストップ!

### ◆放置せずにご相談を

市では、市税などのほかに「保育園保育料」、「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」については、昨年度と同様に納付の意思のない方の徴収事務を納税課が担当課から引き継ぎ、債権の徴収強化を図っています。

また、徴収業務を引き継いだ方については、市税の納税相談同様、休日納税相談もご利用いただけますので、納付が困難な方は、ご相談ください。

### ◆裁判所への履行の請求

昨年度、法律上市が直接差し押えることが認められていない「学校給食費」および「放課後児童クラブ保育料」は、納付催告などを弁護士に委託し、納付や納付誓約を受け、一定の成果を得ました。

しかし、それでも納付の意思を示していただけでない方や、納付誓約をしたにもかかわらず、納付の約束を守らない方に対して、今後は、簡易裁判所への支払督促の申立てを行います。

※支払督促とは…申立人(債権者)からの申立てに基づいて、裁判所書記官が相手方(債務者)に対して金銭などの支払いを命じる手続き。相手方(債務者)から異議の申立てがない場合には、強制執行の申立てをすることができます。

問/納税課 ☎463-0186